

静岡県総合教育センターの設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第12号

静岡県総合教育センターの設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

静岡県総合教育センターの設置及び使用料に関する条例（平成7年静岡県条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（略）			別表（略）		
施設区分	使用料		施設区分	使用料	
	単位	金額		単位	金額
(略)			(略)		
情報学習室	(略)		情報学習室	(略)	
<u>プラネタリウム</u> <u>室</u>	<u>1時間に</u> <u>つき</u>	<u>3,700円</u>			
体育館	(略)		体育館	(略)	
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。